

中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令案（概要）

1. 趣旨

最近における経済情勢の変化に対応して、特定業種に属する事業を営む中小企業者に期間を定めて雇用される者に係る特定業種退職金共済制度の安定を図るため、昨年の労働政策審議会中小企業退職金共済部会における財政検証の結果を踏まえ、林業退職金共済制度の退職金の予定運用利回りを引き下げるため、中小企業退職金共済法施行令（昭和 39 年政令第 188 号）について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 予定運用利回りの引下げ
林業退職金共済制度の予定運用利回りを 0.7%から 0.5%に引き下げる。
- (2) 従前の積立事業からの納付金額の変更
従前の積立事業からの納付金額を変更する。
- (3) 経過措置
改正に伴い、所要の経過措置を講じる。

3. 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日

4. 根拠条文

中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号） 第 43 条第 5 項、第 46 条第 1 項及び第 3 項、第 53 条並びに第 55 条第 1 項及び第 3 項

5. 参考

- 特定業種退職金共済制度における退職金額に係る予定運用利回りの見直し等について（平成 26 年 12 月 3 日労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会）
（中略）
- 3. 林業退職金共済制度
 - (1) 林業退職金共済制度（以下「林退共」という。）の累積欠損金は、前回の財政検証時の水準（約 14 億円）と比較して約 10 億円まで改善したが、今後制度の規模が縮小し、累積欠損金も増加することが見込まれている。
 - (2) 林退共においては、累積欠損金解消計画（平成 17 年 10 月 1 日 独

立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業本部)に則り、平成 34 年度末までに累積欠損金を解消することとされており、厳しい財政状況の中で以下の改善策を講じることにより、その履行を確保し、もって制度の安定的運営を図ることが適当である。

① 予定運用利回りを現行の 0.7%から 0.5%に引き下げること。その際、現行の退職金の給付水準を確保するため、掛金日額を 10 円引き上げて 470 円とすること。

②～④ (略)

(3) 予定運用利回りの引下げは、林退共の安定的な運営を図るため速やかに行う必要があることから、平成 27 年 10 月を目途に実施することが適当である。

(以下略)